

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第2回会議）議事録

日時：令和3年9月27日（月）18:00

オンライン開催（事務局：健康福祉局第2会議室）

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、土井勝幸委員、矢吹知之委員長、渡邊純一委員

以上8名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、山崎介護事業支援課長、雫石介護事業支援課指定係長、稲辺居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)及び議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 委員長及び職務代理者の選出

土井勝幸委員から矢吹知之委員を委員長に推薦の意見 → 異議なし

矢吹委員長から渡邊純一委員を職務代理者に指名 → 異議なし

会議の公開、非公開の確認 報告及び議事について非公開 → 異議なし

議事録署名委員については田口美之委員を指名 → 田口美之委員了承

3. 報告

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)

(2) 指定地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)

(3) 指定地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料3)

(4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料2について、事業譲渡による事業の廃止に伴い、職員や管理者の交代、引継ぎなどはどのようにしているか。

雫石係長：今回、3事業所が事業譲渡による廃止となっているが、いずれもグループ法人や関連法人への事業譲渡であり、基本的には職員の雇用などについて譲渡後も維持されている。ファミリーレー長命ヶ丘については、人事異動により別事業所の管理者が充てられるということだが、他の事業所についてはスタッフの変更もないと聞いている。

矢吹委員長：事業譲渡は経営的な問題によるものか、もしくは組織の編成等によるものであるか。

雫石係長：今回の廃止理由の事業譲渡については、いずれもグループ法人の中での事業の整理や、配置換えに伴う調整の結果によるものであり、経営上の問題ではないと聞いている。

矢吹委員長：第8期計画が始まったばかりだが、現時点では順調に整備が進む見通しか。

山崎課長：定期巡回・随時対応型訪問介護看護において未整備圏域を含む計画の事前申出があったことや、小規模多機能型居宅介護の事前申出、サテライト型の特別養護老人ホームの選定もあったことなどから、滑り出しとしては順調であると感じている。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1～5-6)
事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

草刈委員：昨年度までの資料では、基準上の必要人数等の記載がなかったように認識しているが、今期計画から記載するようになったのか。

山崎課長：特に変更は行っておらず、昨年度までも同様の内容であった。

土井委員：参考資料5-1、5-2の小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスの営業時間が一方の事業所では6時から21時、もう一方の事業所では9時から17時となっている。同じ法人の事業の中でサービス提供内容の違いに特徴があるのか。

雫石係長：6時から21時までの営業を行っている事業所については、夜に入浴サービスを利用し、帰宅後にそのまま就寝されるという生活リズムの利用者がおり、きめ細かな対応をするためにこういった時間設定になっていると聞いている。

折腹委員：資料5-3の地域密着型通所介護事業所について、機能訓練指導員は常勤1名だけで基準を満たせるのか。

山崎課長：基準上は満たしている。

折腹委員：常勤配置で1人なのか。お休みの日があっても大丈夫なのか。

山崎課長：1か月の中で常勤1名分の時間数を満たしていれば足りる。

折腹委員：このサービスにおける機能訓練指導員の資格要件はどのようになっているか。

山崎課長：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師などである。

矢吹委員長：運営法人には他に関連事業所があるのか。1名の配置だと不安があると思うので、連携などができるようになっているか。

山崎課長：将監などに事業所を持っている。

田口委員：同じく参考資料5-3の地域密着型通所介護事業所について、定員10名に対し常勤職員4名の配置だが、採算を取るのが厳しいと思われる。関連法人の利益を配分するので問題ないということなのか。職員は兼務ではなく専任の配置か。

山崎課長：経営に関する詳細な状況は把握していないが、職員に関しては専任で4名の配置である。

田口委員：その事業所のみで収支であれば、10名の定員に対し常勤4名の体制で運営していくのは厳しいと考えられる。今後の指導などにおいて確認してほしい。

折腹委員：参考資料5-5の地域密着型通所事業所について、主な掲示事項に食事代やキャンセル料の記載がないが、どのようになっているか。

栗石係長：こちらの事業所は営業時間が9時30分から12時15分、および、13時から16時15分と、短時間でリハビリをメインとしたサービス提供を行い、食事の提供は行わないこととしている。また、キャンセル料も事前に連絡を頂くということをお願いした上で現時点では設けていないとのこと。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

草刈委員：参考資料6について、看護小規模多機能型居宅介護事業所の実地指導における改善指示事項である「医療保険による訪問看護」については、医療保険と介護保険の請求が重複していたということか。

稲辺係長：本来7日分減算すべきところ1日分しか減算されていなかったものである。

草刈委員：医師からの指示書は的確に出ており、事業所が日数の算定を誤ったということか。

稲辺係長：その通りである。

小坂委員：同じく参考資料6の看護小規模多機能型居宅介護事業所について、改善指示事項に運営推進会議に関する記載があるが、コロナ禍において仙台市では事業所に対し、運営推進会議の開催についてどのような指導を行っているのか。

山崎課長：コロナウイルスの感染状況を鑑みて、書面開催などの代替手段でも可としているところである。かなり長期にわたっているが、今の段階ではそのような対応を継続している。

佐藤委員：先ほどの資料に戻るが、参考資料5-3の地域密着型通所事業所について、看護

職員の配置は0名となっているが、基準上では、看護職員と介護職員のどちらか常時1名の配置で可となっているのか。

雫石係長：その通りである。

矢吹委員長：参考資料6について、改善指示事項には重要な指摘も多く含まれていると思うが、現在は改善したことが確認されているのか。

山崎課長：改善指示事項については、その後改善されていることを確認している。

矢吹委員長：特に罰則などもなかったということか。

雫石係長：程度問題によるが、今回のような内容であれば、指導・助言を行い、改善がみられる場合については、行政処分などは行っていないところである。

佐藤委員：参考資料6の認知症対応型共同生活介護事業所について、改善指示事項が「勤務体制の確保等（研修等）」となっており、「研修の内容が主にマニュアルの確認のみであった」とのことだが、朝の打合せや、介護職員が集まって行う研修の時間をとっていなかったのか。

雫石係長：朝の申し送りの時間は確保されていたようであったが、勤務体制の確保ということで、事故防止や虐待などについて様々な研修を行うことになっているが、職員が集合しての勉強会のような形式ではなく、各自マニュアルを確認する程度にとどまっていたことから、指導をしたものである。

折腹委員：実地指導の実施頻度は、指定と更新の間に1回のみか。

雫石係長：厚労省より、指定基準である6年に1回は最低限行うように自治体に向けて指導・助言がなされており、サービスによって頻度に違いはあるものの、本市においても少なくとも6年に1回行うこととしている。

折腹委員：今回、令和2年度に実地指導が行われていない5つの事業所についても、文書等による実地指導が行われ、特に問題がなかったために更新するというところになっているのか。

雫石係長：書面による実地指導は行っていないところであるが、6月に集団指導を行い、各事業所に気を付けていただきたい点や今回の制度改正についてまとめた資料をホームページに掲載し、受講報告とし、各事業所より資料を確認したことや疑問点などの報告をいただいた。その上で今回の事業所については問題がないと判断しているところである。

矢吹委員長：制度改正により令和6年3月31日までの経過措置が設けられている規定（虐待の防止に係る措置や認知症介護基礎研修の受講など）の項目についても、実地指導において確認しているのか。

雫石係長：この辺りの項目については、経過措置が設けられていることもあり、まだ準備を進めている段階という事業者が多いと確認しているところである。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

矢吹委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

矢吹委員長：今年度からの地域支援事業の中に、グループホームにおける認知症伴走型支援事業が新たに追加されている。地域包括支援センターと連携して行う家族支援の事業であるが、新規事業のためなかなか手を挙げるところがなく、厚労省でも苦労して様々な通知などを発出しているところである。仙台市においては、既に取り組んでいたり、これから取り組むグループホームがあるかどうか、また、仙台市として推進していくのかどうかなどについて、分かる範囲の情報があればご教示いただきたい。

山崎課長：本市における進捗状況や具体的な情報についてはまだ持ち合わせていないところである。

矢吹委員長：介護保険審議会の2つの委員会においてまたがる事業であると思うので、縦割りにならず推進していただきたいところである。地域包括支援センターと事業所が連携して行う事業であり、地域包括ケアの観点からも重要な事業であると思うので、また情報があれば共有していただきたい。

山崎課長：次回までに確認しお示ししたい。

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会